

人

権講演会を開催します

平成19年度
多久市人権講演会

講演テーマ

「人を追いつめない社会を」

講師 富吉 賢太郎氏

(佐賀新聞社論説委員長。論説や

コラム「有明抄」を執筆中)

主催

多久市教育委員会

多久市人権・同和教育推進協議会

参加費は無料、予約等の必要はあ

りません。市民の皆さんのご来場をお待ちしています。

日時

12月5日(水) 15時～16時30分

(14時30分に開場します)

会場

多久市中央公民館2階視聴覚室

問い合わせ

教育委員会 生涯学習課

☎74-3241

12月4日～10日は人権週間です

昭和23年12月10日に国際連合の総会で世界人権宣言が採択され、昭和25年から毎年12月10日は、世界人権デーとされています。この日を最終日とする一週間を、法務省と全国人権擁護委員連合会が人権週間と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動が全国的に行われます。この人権週間にちなみ、人権の大切さ、共に生きていくことのすばらしさなど人権に対する認識と理解を、より多くの市民の方に深めていただきたく、講演会を開催します。

恩給欠格者・戦後強制抑留者・引揚者の皆様へ

旧軍人等で恩給等を受けていない恩給欠格者、戦後ソ連やモンゴルに強制抑留された方、終戦に伴い本邦以外の地域から引き上げられた方「ご本人」にあらためて慰藉の念を表すため、内閣総理大臣名の『特別慰労品』を贈呈しています。過去に内閣総理大臣名の書状等を受けた方、書状を受ける資格があったにもかかわらず請求されていない方も対象です。

請求期間

平成21年3月31日まで

問い合わせ

独立行政法人 平和記念事業特別基金

☎0120-1234-933

(通話料は無料です)

○お問い合わせは月曜から金曜日の9時15分から17時15分まで受け付けています。

ホームページも、ご覧ください

<http://www.heiwa.go.jp/>

市役所 福祉健康課窓口にも請求書類を置いています。

犯

罪被害者支援のご理解と支援をお願いします

11月25日から12月1日までの

一週間は「犯罪被害者週間」です

犯罪被害者とは、犯罪や犯罪と同様な有害な行為によって、心身に害を被った方やその家族・遺族をいいます。殺人などの凶悪犯罪や、窃盗、交通事故など多数の犯罪が発生しており、誰もが犯罪被害者やその家族となる可能性があります。そして、被害にあった多くの方が、犯罪の直接的な被害だけでなく、被害後

の精神的ショックや経済的負担などさまざまな困難に直面し、苦しんでいる状況にあります。

まわりの人は、被害者の気持ちをあたたく受け止めて接し、責めたり、無理に励ましたりすることなど避けていただくことが大切です。また、興味本位のうわさ話をするこはやめましょう。被害者の方の心の傷の回復には、周囲の人々の理解と共感と支持が必要です。

多久市では、佐賀県警や特定非営

利法人(NPO法人) 被害者支援

ネットワーク佐賀VOISS(ボイス)などの関係機関との連携により、

犯罪被害者の支援に取り組んでいます。くわしくは、ホームページをご参照ください。

多久市ホームページ

<http://www.city.taku.lg.jp/>

被害者支援ネットワーク

佐賀VOISS

<http://www.f3.dion.ne.jp/~voiss/>

問い合わせ

市民生活課 市民係

☎75-6117